

さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱

平成17年3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨を踏まえて、農地法第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）の利用増進のために行う農地改良等の取扱いに係る事務に関し必要な事項を定め、当該事務の円滑かつ適正な遂行を確保し、もって優良農地の確保と農業経営の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農地改良等 土の搬入を伴うもので、土地所有者の責務において農地の利用増進又は農地の保全といった農業経営の改善を目的とした行為（田畑転換及び施工に伴う搬入路の設置を含む。）をいう。

なお、単なる建設残土等の受入や処分を目的としたものは、これを認めない。

(2) 申請者 土地所有者及び施工事業者をいう。

(3) 耕作予定者 土地所有者（土地所有者の同居の親族を含む。）又は次のいずれかに該当する者をいう。

ア 既に申請地に農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定に基づく農地の賃借権、使用貸借権が設定され、当該権利を設定した者により現に耕作が行われており、かつ、その者から当該農地改良等について同意を得ている者

イ やむを得ない事情によって土地所有者等が耕作できなくなり、当該申請地を新たに耕作する者が誓約書（様式第6号）を提出し、農地改良後、適正に耕作されることが確実であると認められる者

(4) 農地転用許可等 農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項に規定する農地転用許可又は農地法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号に規定する農地転用届出をいう。

(農業委員会の責務)

第3条 農業委員会は、この要綱を遵守し、農地改良等の適正な実施に必要な施策を

推進するとともに、実施状況の把握及び巡視する体制の整備に努めるものとする。

2 農業委員会は、農地改良等の許可申請又は届出（以下「申請等」という。）の内容と異なった施工を確認した場合又はその可能性があると判断した場合には、申請者に対して現場立会いを求めるとともに事情聴取を行い、必要に応じて是正指導を行うものとする。

3 農業委員会は、是正指導に当たり搬入土の地質調査が必要と認められる場合には、申請者の負担による試掘及び地質調査を求めるものとする。

（申請者の責務）

第4条 申請者は、この要綱を遵守し、農地改良等の適正な実施に努めるとともに、申請地周辺における営農環境に支障を及ぼしてはならない。

2 申請者は、農地改良等の施工において、申請地及び近隣に存する農業用施設（暗渠管等を含む。）若しくは道路、水路等の工作物に影響等を及ぼした場合又はその可能性がある場合には、その原因の究明又は復旧等を自らの負担において実施しなければならない。

3 申請者は、第3条第2項又は第3項の規定による是正指導や現場立会い等の求めがあった場合には、これに速やかに応じ誠意をもって対応しなければならない。

4 申請者は、農地改良等の施工により生じた近隣等との問題等について、誓約書（様式第4号及び第5号）に基づき責任をもって対処しなければならない。

（耕作予定者の責務）

第5条 耕作予定者は、所有又は借入している農地等を適正に管理しなければならない。

2 耕作予定者は、耕作状況及び耕作能力を踏まえ、継続的に耕作することを目的とした作付計画書（様式第2号）を作成し、農地改良完了後も適正に管理しなければならない。

（農地改良等の取扱区分）

第6条 農地改良等の施工中は、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が継続することから、この期間を一時転用期間とみなし、農地転用許可等の対象とする。

2 農地改良の面積は、耕作予定者が耕作できる能力を鑑み、原則、公簿面積により3,000平方メートルを上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場

合は、3, 600平方メートルを上限とする。

(1) 1筆又は2筆以上の連たんした農地を一体的に改良することで効率的な営農が見込まれる場合

(2) 当該農地改良と合わせて、他の農地を搬入路として一時的に貸借等する計画の場合

3 農地改良等は、申請等に係る作付計画書（様式第2号）に基づく作付けをもって完了とする。

4 市街化調整区域の農地改良等は、農地転用の許可対象とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りではない。

(1) 農地改良等の面積が500平方メートル未満であること。

(2) 農地改良等の施工期間が1か月以内であること。

(3) 表土には農作物の生育に適した耕作土を原則として60センチメートル以上確保すること。

5 前項ただし書きの規定により許可を要さないものは、施工前に農業委員会に農地改良等届出書（様式第1号）を提出するものとする。

6 市街化区域の農地改良等は、施工前に農業委員会に届出書を提出するものとする。
（許可申請の手続）

第7条 申請手続は、農地法第4条又は同法第5条の規定による手続をとるものとする。

2 申請者は、許可後においては農地転用許可済標識（様式第7号）を掲示するものとする。

（許可申請の添付書類）

第8条 申請手続に当たっては、農地法施行規則、農地法関係事務処理要領及び農地等転用関係事務処理要領に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

(1) 作付計画書（様式第2号）

(2) 施工計画書（様式第3号）

(3) 土地所有者からの誓約書（様式第4号）及び土地所有者の印鑑証明書

(4) 施工事業者からの誓約書（様式第5号）及び施工事業者の印鑑証明書

(5) 耕作予定者からの誓約書（様式第6号）

- (6) 第9条第1項の(5)に定める農地改良を目的とした土砂のたい積の届出書
 - (7) 第9条第1項の(8)に定める書面
 - (8) 第9条第1項の(9)農地改良等申請に伴う道路・水路等管理者との協議記録
 - (9) 第9条第1項の(10)土地所有者の同意書（搬入路としての使用）
 - (10) 第9条第1項の(12)土地所有者の同意書（耕作のための通行）
 - (11) 第9条第1項の(13)周辺住民に対する事前説明についての報告書
 - (12) 第2条第1項の(3)ア耕作者（利用権設定者）の同意書
 - (13) 見沼田圃区域内の場合、転用申請時には承認されていることを証する書面
 - (14) 第9条第1項の(15)に定める書面（参考様式：資金調達計画書）
- （許可申請にかかる審査事項）

第9条 許可申請の審査に当たっては、農地法第4条第6項又は同法第5条第2項に規定する許可基準のほか、特に次の事項を審査するものとする。また、必要に応じて、申請者に対し地区審議会又は月例総会への出席を求め、農地改良等の作付計画、施工計画等の内容を聴取するものとする。

- (1) 土地所有者において農地改良等を行う必要性が認められること。
- (2) 申請地は、農地改良後の仕上がり面の高さを確認できるようにしておくとともに、隣接地との境界を明示しておくこと。
- (3) 申請地に一般廃棄物や産業廃棄物を搬入しないこと。
- (4) 施工期間は6か月以内であること。
- (5) 搬入土は、さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例に基づくものとし、表土には農作物の生育に適した耕作土を原則として60センチメートル以上確保すること。
- (6) 農地改良後の仕上がり面は、公道や周辺の農地と著しい段差が生じないこと。また、仕上がり面は、原則として、必要性や作付計画で判断できる必要最小限の高さとするが、水田は畦畔が隣接道路面まで、畑は隣接道路面から30センチメートルを上限とする。

なお、仕上がり面を隣接道路面及び隣地面より高くする場合は、被害防除策として、隣接道路面及び隣地との間に水路を設置し、嵩上げの高さに相当する幅でセットバックし、法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割

合の勾配以下とする。また、掘削により生ずる法面の勾配も同様とする。

- (7) 農地改良等を行う際、掘削が必要な場合には、掘削の深さは150センチメートルを上限とし、必要以上に深く掘削することのないようにすること。

なお、暗渠管等の埋設物が現にある場合又はその可能性がある場合は、当該埋設物の位置及び深さを特定したうえで、影響のない範囲で掘削すること。

- (8) 搬入土は、発生元証明書又はそれに類する書面をもって、発生場所、発生時期、発生内容、土質、土量、搬出期間等を明らかにすること。

- (9) 農地改良等によって、道路や用排水路の分断、機能の低下及び周辺の農業生産条件に悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。

なお、必要な措置を講ずるに当たっては、申請等の前に道路、水路等の管理者と協議し、その協議結果を文書により報告すること。

- (10) 搬入路は、主要道路からの経路、申請地への出入り口、幅員等を明らかにし、狭隘道路（幅員4メートル未満）のみを搬入路とすることは認めないこと。

なお、公道以外の土地を搬入路として使用する場合には、当該土地の所有者の同意を申請等の前に得ること。

- (11) 従前に農地改良等に係る許可をした事例があるものについては、従前許可地の農地への復元状況を十分考慮すること。

- (12) 公道に直接面しない農地の農地改良等の場合は、耕作時の通行計画を明らかにし、通行する土地の所有者の同意を申請等の前に得ること。

- (13) 周辺住民に対しては、あらかじめ農地改良等の説明を行うなど事前に周知を図り、その結果を文書により報告すること。

- (14) 同一の耕作予定者又は施工事業者が、隣接又は連たんして農地改良等を行おうとする場合、先に許可を受けた農地の農地改良等の完了後に申請すること。

- (15) 申請者は、農地改良等を行うのに必要な資力を有することを明らかにするため、書面をもって、所要金額、資金の内訳、残高証明等を明らかにすること。

2 前項の審査をするにあたり、申請者（耕作予定者が申請者と異なる場合は耕作予定者）は申請地において、農業委員等立会いのもと、工事施工方法等について協議するものとする。

（許可の着工届）

第10条 許可を受けた者は、農地改良等を着工した時点で、速やかに、着工届（許
可用）（様式第9号）を農業委員会に提出するものとする。

2 許可を受けた者は、許可申請にかかる添付書類のうち、第9条第1項の(8)の内容
に変更があった場合には、施工変更計画書（様式第10号）を農業委員会に提出す
るものとする。

（許可の完了報告）

第11条 許可を受けた者は、農地改良等の施工が終了した時点で、速やかに、農地
改良等中間報告書（許可用）（様式第11号）を農業委員会に提出するものとする。

2 許可を受けた者は、第6条第3項の規定により、作付計画書に基づく作付けを行
った時点で、速やかに、農地改良等完了報告書（許可用）（様式第12号）を農業委
員会に提出するものとする。

3 農業委員会は、前々項の報告書を受けたときは、それぞれの報告書に基づき現地
の確認をするものとする。

（届出の手續）

第12条 市街化区域の農地改良の届出は、農地法第4条又は同法第5条の規定によ
る手續をとるものとする。

2 届出をした者は、届出後速やかに農地改良届出済標識（様式第8号）を届出地に
掲示するものとする。

（届出の添付書類）

第13条 第6条第4項のただし書きに該当する場合又は市街化区域の農地改良等の
届出は、農地法施行規則、農地法関係事務処理要領及び農地等転用関係事務処理要
領によるもののほか、作付計画書（様式第2号）、施工計画書（様式第3号）及び第
9条第1項の(8)に定める書面を添付するものとする。

（届出の着工届）

第14条 届出をした者は、農地改良等を着工した時点で、速やかに、着工届（届出
用）（様式第13号）を農業委員会に提出するものとする。

2 届出をした者は、届出にかかる添付書類のうち、第9条第1項の(8)の内容に変更
があった場合には、施工変更計画書（様式第10号）を農業委員会に提出するもの
とする。

(届出の完了報告)

第15条 届出をした者は、農地改良等の施工が終了した時点で、速やかに、農地改良等中間報告書(届出用)(様式第14号)を農業委員会に提出するものとする。

2 届出をした者は、第6条第3項の規定により、作付計画書に基づく作付けを行った時点で、速やかに、農地改良等完了報告書(届出用)(様式第15号)を農業委員会に提出するものとする。

3 農業委員会は、前々項の報告書を受けたときは、それぞれの報告書に基づき現地を確認をするものとする。

(他法令との調整)

第16条 申請者は、さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例及び見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針と十分調整を図るものとする。

(違反等に対する指導方針)

第17条 農業委員会は、農地改良等の現場又は施工等において違反行為等を発見し、それが農地法第51条第1項各号に該当すると認められる場合は、違反転用に係る事務処理要領に基づく処理を行い、必要に応じて、原状回復命令又は許可の取消し等の処分を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当した場合は、是正又は適正な処置が図られない限り、当該申請者による新たな農地改良等の申請等は許可しないものとする。

(1) 農地改良等の施工において違反行為が発覚した場合

(2) 周辺住民又は隣接農地所有者若しくは耕作権利者との間に問題等が発生し、当該事象が解消されていない場合

(3) 作付計画書に記載された作付開始時期から1年を経過してもなお農地改良完了報告書が提出されない場合

(工法等)

第18条 工法については、次のとおりとする。

(1) 客土A・・・表土として客土する場合

(2) 客土B・・・表土入替えに伴い客土する場合

(3) 客土C・・・表土の下に客土する場合

2 隣接道路面からの高さについては、別表1を参考とすること。

3 断面図については、別表2を参考とすること。

(完了後の管理)

第19条 耕作予定者は農地法第2条の2の規定により、農地の農業上の適正かつ効率的な利用の確保に努めるとともに、農地改良等により施工された法面、素掘り水路についても適切に管理し、必要に応じて適宜補修等を行うものとする。また、近隣等との問題等についても、誓約書（様式第4号及び様式第6号）に基づき誠意をもって対応しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事務の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、農地法第4条、第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までに、農地法第4条又は第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、本要綱の適用については、平成29年4月21日以降とし、この日より前に農地法第4条又は第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、農地法第4条又は第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、農地法第4条又は第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、農地法第4条又は第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、農地法第4条又は第5条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

別表 1

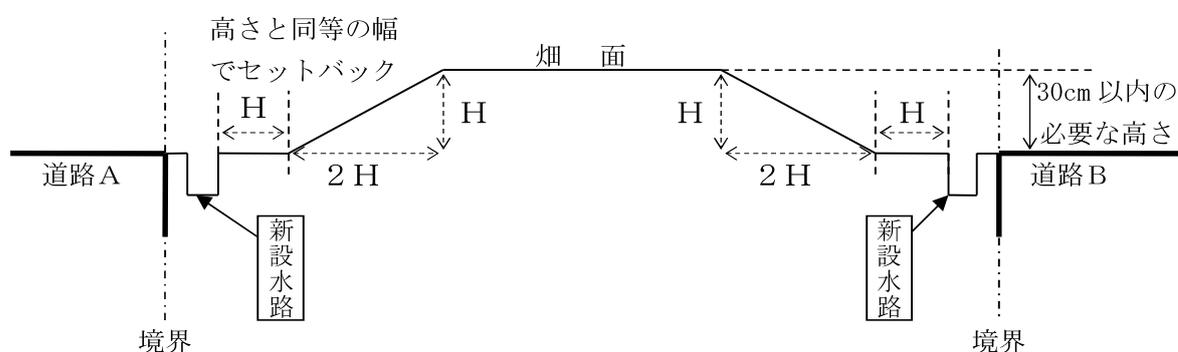
「隣接道路面からの高さについて」

1 接続する2つ以上の道路に高低差がない場合

(1) 水田の場合



(2) 畑の場合



2 接続する2つ以上の道路に高低差がある場合

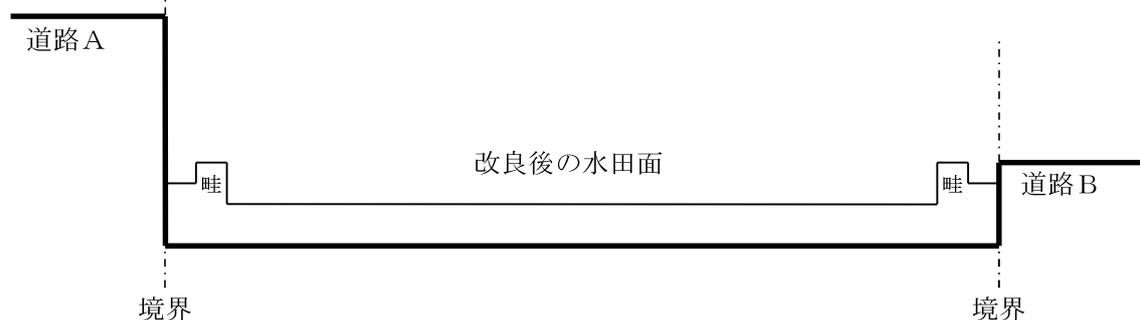
《 現況断面図 》

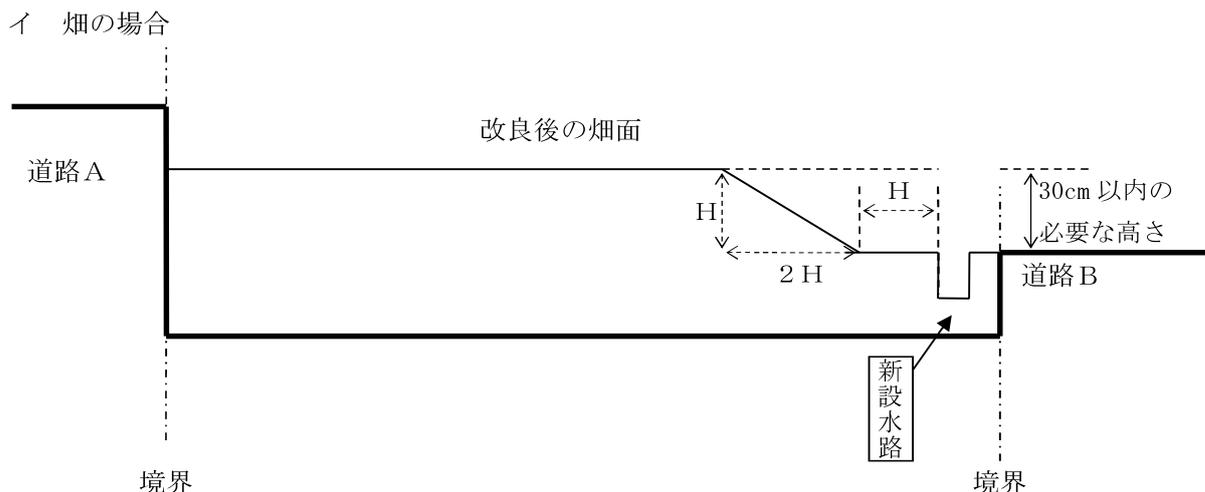


《 改良断面図 》

(1) 原則として、低い道路を基準とする

ア 水田の場合

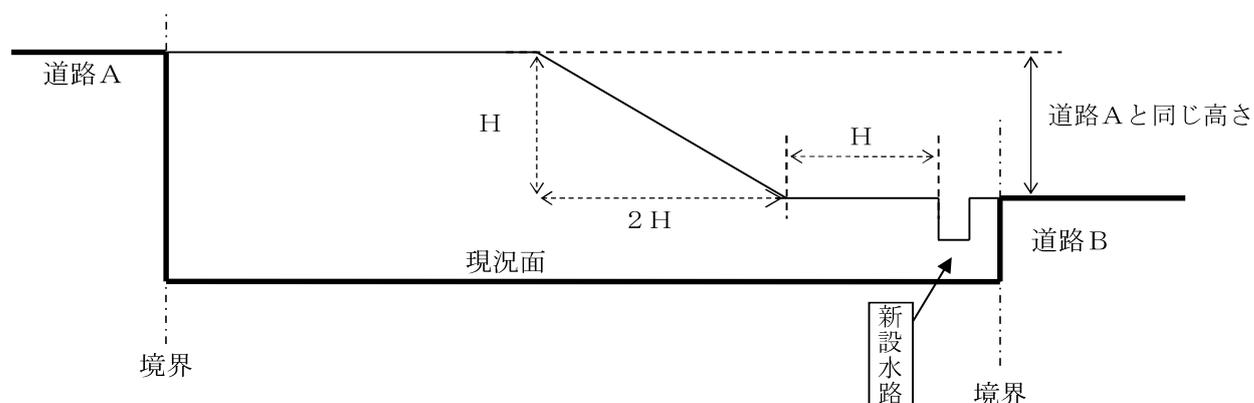




(2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合

- ア 農器具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的である場合。
- イ 道路Aから雨水が入ってしまう場合でその流入を防ぐために必要な場合。
- ウ 冠水がひどく、道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合。
- エ 原則として、道路A側の仕上がり面は道路面と同等とすること。
- オ その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。

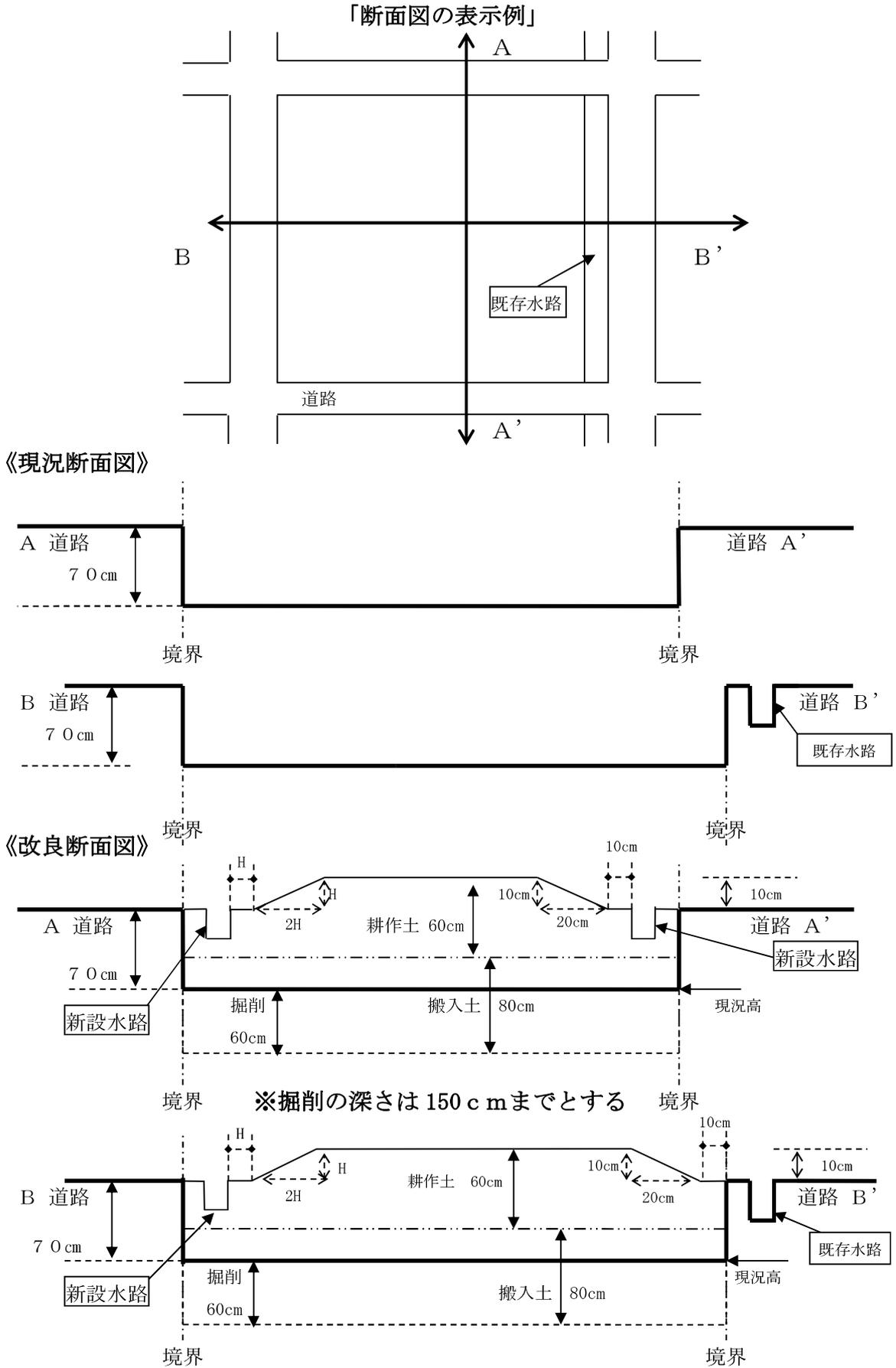
(高い道路を基準とした場合の改良断面図例)



☆ 仕上がり面が隣接道路面及び隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

- ① 隣接道路及び隣地との間に水路を設置する。
- ② 嵩上げの高さに相当する幅でセットバックする。
- ③ 法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。
(例えば、30cm嵩上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)

別表 2



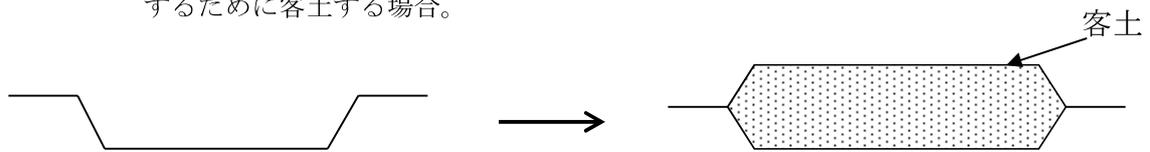
※ 改良断面図は、必要に応じて複数の断面図を作成し、詳細が分かるようにすること

(参考資料)

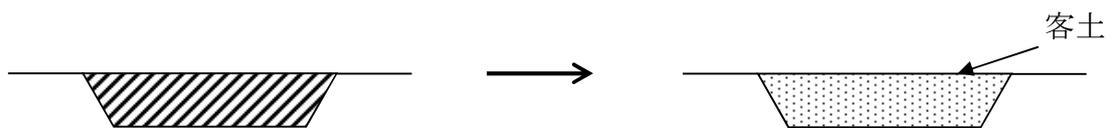
【工法について】

◎客土・・・より良い耕作条件にするために行う土の搬入のこと（農業土木用語）

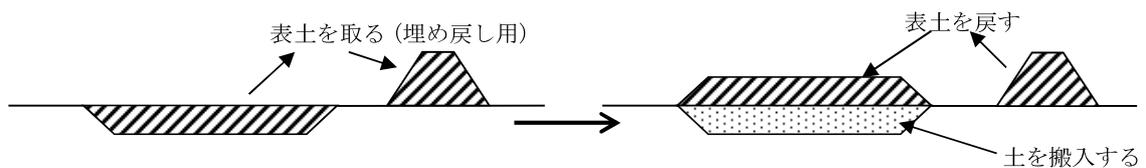
- 1 客土A…現況面が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げするため、表土として利用するために客土する場合。



- 2 客土B…農作物の生育に適さない表土を農作物の生育に適する表土に入れ替えるために客土する場合。



- 3 客土C…現況面が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げする場合で、現況面の表土を耕作土として使用するために掘削し、そこに土を搬入（客土）したあと、掘削した表土を埋め戻す場合。



(従来「天地返し」と呼んでいたもの)

様式第1号（第6条関係）

農地改良等届出書
(市街化調整区域)

年 月 日

(あて先) さいたまま市農業委員会会長

〔土地所有者〕 住所
氏名
電話番号

〔施工事業者〕 住所
氏名
電話番号

1 農地改良等をする土地の詳細

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)
		台帳	現況	
				m ²
合計				m ²

2 施工期間 日間

様式第2号（第5条、第6条、第8条及び第13条関係）

作 付 計 画 書

作付を行う者	住 所				
	氏 名				
農地改良を行おうとする具体的な理由					
1 申請地における作付計画					
期間	作付品目	作付面積（㎡）	作付開始時期	収穫時期	収穫見込量
1年目					
2年目					
3年目					
2 所有又は借入を行っている農地の面積					
所有・借入の別		田（㎡）	畑（㎡）	計（㎡）	
所 有 地					
借 入 地					
合 計					
3 世帯構成及び農業従事日数					
氏 名		年 齢	従 事 日 数	氏 名	
4 農業用機械等の保有状況					
種別	耕耘機	トラクター	田植機	乾燥機	バインダー
台数					
種別	コンバイン	糶摺機	防除・噴霧機	バックホウ	トラック
台数					
備 考					

※本計画書は、実際に作付を行う者が、その実態に即して記入すること。

※1の作付品目欄は、「野菜」や「芋類」のような総体的な表記ではなく、具体的な品目を記入すること。

施 工 計 画 書

施工事業者	住 所	
	氏 名	TEL
	現場責任者名	TEL
計 画 内 容	1 施工期間	か月（日間）
	2 工 法	客土A・客土B・客土C
	3 嵩上げ高	現況面から c m 嵩上げ
	4 覆土高（耕作土）	c m
	5 隣接道路面からの高さ	隣接道路面より +・－ c m
	6 掘削の深さ	c m
	7 搬入土について	
	(1) 発生場所	
	(2) 発生内容	(どのような工事に由来する発生土かを具体的に記入すること)
	(3) 土 質	
(4) 土 量	m ³	
8 被害防除策	(周辺隣接地に対する被害防除策を具体的に記入すること。)	
9 その他	※計画図（平面図・縦横断面図）、搬入経路図 施工に使用する重機及び現況写真を添付すること。	
過去の実績 (直近1年間)	※別紙でも可	
その他		

〔備考〕 客土A…表土として客土する場合
 客土B…表土入替えに伴い客土する場合
 客土C…表土の下に客土する場合

様式第4号（第4条、第8条及び第19条関係）

誓 約 書

（あて先）さいたま市農業委員会会長

この度、私〔土地所有者〕 _____ は、次の農地
〔申請地〕 さいたま市 _____ 区 _____ の利用増進を図るため、
〔施工事業者〕 _____ に依頼して、農地改良等を
予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応するとともに、耕作農地の
全てを適正に管理していくことを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたし
ます。

記

- 1 農地改良後は、作付計画書どおりの作付けをいたします。
- 2 搬入土は、農作物の耕作に適した良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。
- 3 周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地改良の許可申請前に行い、誠意を持って対応します。
- 4 本申請に係る道路及び水路については、公共施設管理者である市の担当課と事前に協議し、その内容に従い施工いたします。
- 5 本施工により近隣等と問題が生じた場合、又は貴農業委員会から是正指導等があった場合は、直ちに施工事業者と連携を図り責任を持って対処いたします。

年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

実印

様式第 5 号（第 4 条及び第 8 条関係）

誓 約 書

（あて先）さいたま市農業委員会会長

この度、私〔施工事業者〕 _____ が、
〔土地所有者〕 _____ から依頼されて、次の農地
〔申請地〕さいたま市 _____ 区 _____ の農地改良等を予定して
おりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証
明書の添付をもって誓約いたします。

記

- 1 搬入土は、農作物の耕作に適した良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。
- 2 周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地改良の許可申請前に行い、誠意を持って対応します。
- 3 本申請に係る道路及び水路については、公共施設管理者である市の担当課と事前に協議し、その内容に従い施工いたします。
- 4 本施工により近隣等と問題が生じた場合、又は貴農業委員会からの是正指導等があった場合には、直ちに土地所有者と連携を図り責任を持って対処いたします。

年 月 日

施工事業者

住 所

氏 名

実印

様式第6号（第2条、第8条及び第19条関係）

誓 約 書

（あて先）さいたま市農業委員会会長

この度、私〔耕作予定者〕 _____ は、次の農地
〔申請地〕 さいたま市 _____ 区 _____ の
農地改良の施工完了後、速やかに下記の権利を設定し、作付計画書のとおり作付けを行
うとともに、耕作農地の全てを適正に管理していくことを誓約いたします。

記

【権利設定】

- 農地法第3条による賃借権・使用貸借権
- 農業経営基盤強化促進法第18条による利用権

年 月 日

耕作予定者

住 所

氏 名

印

農地転用許可済標識		年	月	日	第	号
許可年月日	地番	さいたま市				
	許可農地	面積	m ²			
申請者	氏名					
転用目的	さいたま市農業委員会					

この標識は、工事期間中掲示して下さい。

農地改良届出済標識

届出年月日		年	月	日
届出地	地番	さいたま市		
	面積	m ²		
届出者氏名				
転用目的				

この標識は、さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱により設置したものです。

様式第9号（第10条関係）

農地改良等 着工届（許可用）

年 月 日

（あて先）さいたま市農業委員会会長

〔土地所有者〕住所
氏名

〔施工事業者〕住所
氏名

土地の表示

土地の所在	地番	登記地目	面積（㎡）

上記の土地に係る 年 月 日付け 第 号
で許可された「農地改良等」について、現地での着工を開始しましたので報告いたします。

様式第10号（第10条及び第14条関係）

施 工 変 更 計 画 書

施工事業者	住 所	
	氏 名	TEL
	現場責任者名	TEL
変更内容 (搬入土)	(1) 発生場所	(発生場所の所在)
	(2) 発生内容	(どのような工事に由来する発生土かを具体的に記入すること)
	(3) 土 質	
	(4) 土 量	m ³
	(5) 証明等	別添のとおり
変更理由		
その他	(その他変更があった場合に記載)	

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

農地改良等 中間 報告書（許可用）

年 月 日

（あて先）さいたま市農業委員会会長

〔土地所有者〕住所
氏名

〔施工事業者〕住所
氏名

土地の表示

土地の所在	地番	登記地目	面積（㎡）

上記の土地に係る 年 月 日付け 第 号
で許可された「農地改良等」について、現地での施工が終了しましたので
写真（※）を添付し、報告いたします。

※施工途中の写真及び施工終了時の写真を添付すること。

様式第12号（第11条関係）

農地改良等 完了 報告書（許可用）

年 月 日

（あて先）さいたま市農業委員会会長

〔土地所有者〕 住所
氏名

※〔作付した者〕 住所
氏名

〔施工事業者〕 住所
氏名

※土地所有者以外の者が作付けを行った場合、〔作付した者〕欄にも記入すること。

土地の表示

土地の所在	地番	登記地目	面積（㎡）	作付け品目

上記の土地に係る 年 月 日付け 第 号
で許可された「農地改良等」について、施工が終了し、作付けが完了しましたので、写真（※）を添付し、報告いたします。

※作付けが完了したことを確認できる写真を添付すること。

様式第13号（第14条関係）

農地改良等 着工届（届出用）

年 月 日

（あて先）さいたま市農業委員会会長

〔土地所有者〕住所
氏名

〔施工事業者〕住所
氏名

土地の表示

土地の所在	地番	登記地目	面積（㎡）

上記の土地に係る 年 月 日付け届出の「農地改良等」について、現地での着工を開始しましたので報告いたします。

様式第14号（第15条関係）

農地改良等 中間 報告書（届出用）

年 月 日

（あて先）さいたま市農業委員会会長

〔土地所有者〕 住所
氏名

〔施工事業者〕 住所
氏名

土地の表示

土地の所在	地番	登記地目	面積（㎡）

上記の土地に係る 年 月 日付け届出の「農地改良等」について、現地での施工が終了しましたので写真（※）を添付し、報告いたします。

※施工途中の写真及び施工終了時の写真を添付すること。

農地改良等 完了 報告書 (届出用)

年 月 日

(あて先) さいたま市農業委員会会長

〔土地所有者〕 住所
氏名

※〔作付した者〕 住所
氏名

〔施工事業者〕 住所
氏名

※土地所有者以外の者が作付けを行った場合、〔作付した者〕欄にも記入すること。

土地の表示

土地の所在	地 番	登記地目	面積 (㎡)	作付け品目

上記の土地に係る 年 月 日付け届出の「農地改良等」について、施工が終了し、作付けが完了しましたので、写真 (※) を添付し、報告いたします。

※作付けが完了したことを確認できる写真を添付すること。

— 参考様式 — (第9条関係)

農地改良等申請に伴う道路・水路等管理者との協議記録

施工事業者 住所・氏名		協議先 (担当課)
土地所有者 住所・氏名		担当者名
申請地		協議日
協議者		連絡先
協議事項		
※位置図、案内図、公図の写し、主要な道路からの搬入経路図、施工計画書 (様式第3号) を添付すること。		

年 月 日

報告者 住所

氏名

―― 参考様式 ―― (第9条関係)

土地所有者の同意書（搬入路としての使用）

農地改良の施工に伴い、私の土地を施工期間中に限り搬入路として使用することについて同意します。

土地の所在地番	
地目	
地積 (㎡)	
同意年月日	
土地所有者	
住所	
氏名	

―― 参考様式 ―― (第9条関係)

土地所有者の同意書 (耕作のための通行)

農地改良後の耕作のために、私の土地を通行することについて同意します。

土地の所在地番	
地目	
地積 (㎡)	
同意年月日	
土地所有者	
住所	
氏名	

— 参考様式 — (第9条関係)

周辺住民に対する事前説明についての報告書

説明日時	周辺住民の住所・氏名	事前説明に対する周辺住民からの意見等	意見等に対する回答・対応策等

事前説明に対する周辺住民からの意見や施工事業者としての回答は、上記のとおり相違ないことを報告いたします。

年 月 日

施工事業者の住所

担当者名

※担当者名欄には、実際に説明を行った者の氏名を記入すること。

―― 参考様式 ―― (第9条関係)

耕作者（利用権設定者）の同意書

下記の土地について、農地改良等を行うことについて同意します。

記

土地の所在地番		
地目		
地積 (㎡)		
同意年月日		
耕作者	設定権利	<input type="checkbox"/> 農地法第3条による賃借権・使用貸借権 <input type="checkbox"/> 農業経営基盤強化促進法第18条による利用権
	住所	
	氏名	

資金調達計画書

申請者名 _____

※ 農地法第5条の規定による申請の場合は、
譲受人

○所要金額

内容	金額	備考
1 工事費	円	
2 その他	円	
3	円	
4	円	
合計	円	

○資金の内訳

内容	金額	備考
1 自己資金	円	
2 融資資金		
金融機関	円	金融機関名
その他	円	貸付者氏名
3 地権者等負担	円	
4 その他	円	
合計	円	

○添付書類

- 「所要金額」の工事費等については、申請者が作成した積算書又は見積書を添付すること。
- 「資金の内訳」の自己資金については、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書（以下単に「残高証明書」という。）などの預貯金の残高が分かる書面を添付すること。（写しの場合には、原本を農業委員会の窓口を持参して原本と同一であることの確認を受けること。）
- 融資資金については、金融機関が発行した融資証明書などの融資を受けられることが分かる書面を添付すること。
- 金融機関以外から融資を受ける場合は、その融資をする者の意思が分かる書面と資力があることが分かる書面（融資をする者の残高証明書など）を添付すること。
- 地権者等負担については、地権者や耕作者が所要金額を負担する旨の意思が分かる書面（契約書等）及び資力があることが分かる書面（地権者等の残高証明書など）を添付すること。